



職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、3件の懲戒処分を実施しました。

全職員に対し、「住民の安全・安心を守るべき消防職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、今一度、職員全員が公務員として高い倫理観を持って行動するよう、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

記

1 パワーハラスメント及び勤務中に事務室内で飲酒した職員の処分

処分内容	停職6月	処分年月日	令和8(2026)年1月29日
事件概要	<p>30代職員（男性）は、以下の不正行為を行った。</p> <p>ア 令和6年9月ごろから断続的に、部下職員Aの肩付近を拳で叩いたり、背中を手のひらで跡がつくほど叩いた。</p> <p>イ 令和6年11月、飲酒を伴う会合に参加し、部下職員Aが私有車で送迎した際運転席後部に乗り、運転席の座席を蹴り続けた。</p> <p>ウ 令和7年8月から9月にかけ、部下職員Aに対し勤務日の夕食としてファーストフード店等で飲食物を購入させ代金を支払わせた。</p> <p>エ 令和7年9月、週休日の午後5時ごろ、旅行先からの帰宅途上において、災害出場により職場が職員不在となったことを知り、飲酒した状態であったが職場に参集し業務にあたる中、災害出場中の救急隊が帰署した後に近くのコンビニエンスストアで缶ビールを購入し、事務室内で飲酒した。</p> <p>オ 後日、事実確認が行われた際、飲酒の事実はないと虚偽報告を行った。</p>		

2 パワーハラスメント及び勤務中に事務室内で飲酒した事実を現認したにもかかわらず虚偽報告を行った職員の処分

処分内容	停職4月	処分年月日	令和8(2026)年1月29日
事件概要	<p>40代職員（男性）は、以下の不正行為を行った。</p> <p>ア 令和6年9月ごろから、部下職員Aに対し背中を手のひらで跡がつくほど叩いた。</p> <p>イ 令和6年10月、部下職員Bが業務に関する資料を作成した際や救急活動終了後の救急車内において、複数の職員の前で大変強い口調で指導していたのを複数の職員が現認している。</p> <p>ウ 令和7年8月から9月にかけ、前記被処分者（30代職員）とともに、部下職員Aに対し勤務日の夕食としてファーストフード店等で飲食物を購入させ代金を支払わせ、さらに勤務中にもかかわらず、私有車でファーストフード店へ飲食物を取りに行くよう指示した。</p> <p>エ 前記被処分者（30代職員）が、事務室内で飲酒した事実を現認したにもかかわらず、注意指導を行わなかった。</p> <p>オ 後日、事実確認が行われた際、飲酒は現認していないと虚偽報告を行った。</p>		

3 勤務中に事務室内で飲酒した事実を知り得たにもかかわらず事実の歪曲指示及び虚偽報告を行った職員の処分

処分内容	減給3月（10分の1）	処分年月日	令和8（2026）年1月29日
事件概要	<p>50代職員（男性）は、以下の不正行為を行った。</p> <p>ア 前記被処分者（30代職員）から事務室内で飲酒した事実を知り得たにもかかわらず、上司への報告を怠り、さらに、同僚職員からの飲酒事案に対する追及を逃れるため部下職員へ事実の歪曲を指示した。</p> <p>イ 後日、事実確認が行われた際、飲酒の事実はないと虚偽報告を行った。</p>		

【お問い合わせ先】

郡山地方広域消防組合消防本部

総務課 櫻田・石井

TEL：024-923-1692 FAX：024-923-1228